

「Foodlive サービス」バイヤー利用規約

「Foodlive サービス」バイヤー利用規約（以下「本規約」といいます）は、伊藤忠食品株式会社（以下「当社」といいます）が運営する本サービスのご利用に適用されます。加入希望者（第4条第2項に定義します）は、本規約に同意いただいた上、申し込みいただく必要があります。申し込みいただいた場合、当社は、加入希望者が本規約に同意されたものとみなします。

第1条（定義）

1. 本規約において、次の用語は、次の各号にそれぞれ定める意味で用いるものとします。
 - (1) 「本サービス」とは、当社の提供する事業者間インターネット通信販売サービス「Foodlive サービス」（以下「Foodlive」といいます）において、第3条に定める機能を利用し、バイヤーが買主としてサプライヤーと取引することを可能にするサービスをいいます。
 - (2) 「サプライヤー」とは、Foodlive 上に売場を出店している者をいうものとします。
 - (3) 「バイヤー」とは、Foodlive にアクセスし、本サービスを利用することのできる者として、当社が承認した法人および個人事業主で、売場で販売商品を購入する者をいうものとします。
 - (4) 「売場」とは、Foodlive 上で販売商品をバイヤーに対して提供するために、サプライヤーが Foodlive 上で運営する仮想店舗をいいます。
 - (5) 「売買契約」とは、売場においてサプライヤー・バイヤー間で締結する、販売商品の売買契約のことをいいます。
 - (6) 「販売商品」とは、サプライヤーが売場でバイヤーに提供する物品をいいます。
 - (7) 「注文」とは、売場で販売商品の購入の申込みを行うことをいいます。
 - (8) 「注文額」とは、注文された販売商品の販売価格をいい、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含まないものをいいます。
 - (9) 「注文総額」とは、注文額、送料ならびに注文額に賦課される消費税および地方消費税を含む金額をいいます。
 - (10) 「注文情報」とは、売場にて商品を注文したバイヤーの名称、住所、メールアドレスを含む支払情報、注文した商品の名称、数量、商品発送先住所、受取人氏名など、注文に関するすべての情報をいいます。
 - (11) 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令（ガイドライン等を含みます）に定める個人情報ならびにメールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。
2. 本規約において、各条の見出しは便宜上のものであって、本規約の解釈に影響を及ぼさないものとします。
3. 条項の引用は、特段の記載のない限り、本規約の条項を指すものとします。

第2条（規約の適用範囲）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当社およびバイヤーに適用されます。バイヤーは、本サービスを利用するにあたり、本規約に従うものとします。
2. 当社が別途 Foodlive 上に掲載する運用ガイドライン、特別ルールおよび追加規約（以下「追加規約等」といいます）は、本規約の一部を構成するものとします。本規約とこれら追加規約等が異なる場合には、追加規約等が優先するものとします。

第3条（本サービスの内容）

当社がバイヤーに提供する本サービスは、次のとおりとします。

- (1) サプライヤーが提供する販売商品に関する情報提供機能
- (2) 販売商品の注文機能
- (3) その他上記に付帯関連する機能およびこれ等に関連して当社が任意に追加・変更する機能

第4条（加入申込み）

1. 本サービスは、バイヤーのみが利用することができるものとします。但し、未加入者であってもサプライヤーが閲覧可能に設定した商品の閲覧や検索機能、本サービスの加入申込み機能など一部の機能は使用できます。
2. 本サービスを利用しようとする者（以下「加入希望者」といいます）は、本規約に同意の上、当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます）を当社の定める方法で当社に提供して、本サービスの利用を申し込むものとし、当社は当社所定の審査（BTOB 後払い決済（第10条第1項第1号②に定義します）の利用にあたり、BTOB 後払い決済のサービス提供者である株式会社ラクーンフィナンシャル（以下「ラクーン」といいます）が行う審査を含みます）を行うものとします。
3. 加入希望者は、前項の申込み時における当社所定の登録事項が正確かつ最新の情報であることを保証するものとします。
4. 当社は、当社の基準に従って、加入希望者による本サービスの利用の可否を審査、判断し、当社が利用を認める場合には、その旨を加入希望者に通知し、この通知により、当社と加入希望者との間で利用契約（以下「本契約」といいます）が成立します。
5. 当社は、本契約成立後、すみやかに本サービスの利用に必要なIDおよびパスワードを発行します。IDおよびパスワードが加入希望者に到達したときから本サービスを利用できるものとします。
6. 当社は、加入希望者が以下に定める事由のいずれかに該当する場合、加入希望者の加入を認めないことがあります。また、本契約成立後であっても、当社はその承認を取り消すことがあります。加入希望者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
 - (1) 加入希望者が実在しない場合
 - (2) 加入希望者が日本国内に所在する法人および個人事業主でない場合

- (3) 加入希望者がすでにバイヤーになっている場合
- (4) 当社所定の方法によらず申込みを行った場合
- (5) 申込時に届け出た電子メールアドレス宛にメールが送信できない場合
- (6) 加入希望者が、過去に、本規約違反等により、当社から本サービスの停止および本契約の解除の処分を受けたことがある場合
- (7) 申込みの際に当社に届け出た登録事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
- (8) 加入希望者が第13条第1項・第2項または第23条第2項に定める事由のいずれかに該当する場合
- (9) その他加入希望者をバイヤーとすることを不適切と当社が判断した場合
- (10) BTOB後払い決済のサービス提供者であるラクーンの審査に落ちた場合

第5条（IDの管理）

- 1. バイヤーは、IDおよびパスワードを第20条（秘密保持）第1項に定める秘密情報として管理し、その内容を開示し、または利用させてはなりません。
- 2. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、バイヤー自身が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3. IDおよびパスワードは用いて行われたすべての行為は、IDおよびパスワードの発行を受けたバイヤーによるものとみなします。
- 4. バイヤーは、IDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
- 5. 当社は、ID・パスワードのセキュリティが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該ID・パスワードを削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとします。当該措置によってバイヤーが販売商品を購入できない期間があった場合でも、当社はバイヤーに対し一切の責任を負わないものとします。

第6条（設備等の準備および維持）

- 1. バイヤーは、自らの費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信機器、コンピュータその他の機器ソフトウェア等（以下「バイヤー設備等」といいます）を準備するものとします。
- 2. バイヤーは、自らの費用と責任をもって、バイヤー設備等を正常に稼働させるように維持し、その選択したプロバイダを経由してFoodliveにアクセスするものとします。

第7条（登録事項の変更等）

- 1. バイヤーは、登録事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、バイヤーに生じた損害は、バイヤーが負担するものとします。

2. 当社からバイヤーへの通知・連絡等は、当社が別途定める場合を除き、Foodlive 上に掲載する方法または電子メールで行うものとし、当該掲載または電子メールの発信をもって当社からの通知が完了したものとみなします。

第8条（利用料金）

本サービス利用の対価は、追加規約等に別途定める場合を除き、無償とします。

第9条（サプライヤーとの取引）

1. サプライヤーが販売する販売商品については、サプライヤーが販売商品の出荷準備完了後または出荷完了後ただちにその旨をバイヤーに通知後、当該販売商品がバイヤーに出荷されたときをもって、サプライヤーとバイヤーとの間に売買契約が成立するものとし、
2. バイヤーは、本契約の終了後といえども、サプライヤーとの間で成立した売買契約に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとし、
3. 当社が運営する売場を除き、売場は、それぞれ運営するサプライヤーが自己の責任において運営しており、当社およびその関連会社が管理または運営しているものではありません。バイヤーは、売場において、サプライヤーと直接に取引を行うものとし、当該取引に関する質問、クレーム等はバイヤーが各サプライヤーに対して直接行うものとし、当社は、売場における取引の成否、販売商品の瑕疵、販売商品の配送および受取り、代金の受領、取引にかかる契約の成否（有効性、取消等）、返品、アフターサービスその他本サービスの利用を通じてサプライヤーとバイヤーとの間で行われた取引に関し、当社によるBTOB決済サービス（第10条第1項第1号に定義します）を利用した取引のサプライヤーへの注文総額の支払いを除き、一切責任を負いません。
4. 当社が運営する売場を除き、サプライヤーが広告し、または販売する販売商品および販売商品に関する掲示内容はすべてサプライヤーの責任に基づくものであり、当社は、販売商品および販売商品に関する情報の正確性、完全性、目的適合性、有用性等について、一切保証しません。また、当社は、サプライヤーの販売商品の販売にあたっての資格、供給能力等についても、一切保証しません。

第10条（注文総額の支払方法）

1. バイヤーは、サプライヤーとの間で売買契約が成立した場合、事前にサプライヤーとの間で取り決めた次に掲げる方法の中から注文総額の支払方法を選択し、注文総額を支払うものとし、
- なお、バイヤーが個人事業主である場合、ラクーンよりBTOB後払い決済の利用を拒否されることがあります。バイヤーはこれをあらかじめ同意します。
- (1) BTOB決済サービス（売買契約に基づき注文総額を決済する、クレジット決済及びBTOB後払い決済をいいます。）
 - ① クレジット決済とは、注文総額をクレジットカード会社が決済し、クレジットカード会社がバイヤーから

注文総額を回収するサービスです。

- ② BTOB 後払い決済とは、ラクーンが提供する「Paid」を利用するもので、ラクーンがサプライヤーとバイヤー間の売掛債権を譲受け、当該売掛債権に基づく注文総額をバイヤーから回収するサービスです。
- ③ 本条に定めるほかの決済方法しか利用しない場合でも「Paid」の申込みは必須とします。

(2) 代金引換

(3) 直接決済

- 2. バイヤーは、サプライヤーとの間で取り決めた支払方法により、当該支払方法の規定する期日までに注文総額の支払いを済ませるものとします。
- 3. バイヤーが、注文総額の支払方法として BTOB 決済サービスまたは代金引換を選択した場合、BTOB 決済サービスはクレジットカード会社またはラクーンに、代金引換はサプライヤーが指定する収納代行会社に支払うものとし、この支払をもって売買契約に基づくバイヤーのサプライヤーに対する支払債務の弁済が完了するものとします。なお、バイヤーが BTOB 決済サービスを選択した場合、クレジットカード会社およびラクーンが別途定める与信額を超えて販売商品を購入することはできません。
- 4. バイヤーが注文総額の支払方法として直接決済を選択した場合、サプライヤーが売場において定める決済条件に従い、サプライヤーとバイヤーとの間で直接決済するものとします。
- 5. バイヤーは、サプライヤーとの取引に関する一切の事項（商品の注文、売買条件の交渉、商品の受領、売買契約の取消・解除、商品の返品・注文総額の返金等を含みますがこれに限りません。）について責任を負うものとします。注文総額の実績修正、返金等は当社および当社指定収納代行会社は行わないものとします。また、返品についても同様とします。

第11条（禁止事項）

- 1. バイヤーは、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを不正の目的をもって利用すること。
 - (2) 第三者に本サービスを利用させる行為。
 - (3) 第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (4) 法令または所属する業界団体の内部規則等（以下「法令等」といいます）に違反し、違反する疑いのある行為。
 - (5) 当社が定めた情報伝達手段以外の方法による情報伝達。
 - (6) 他者に対する差別を行い、または助長する行為。
 - (7) 第三者の名誉・信用を毀損する行為。
 - (8) サプライヤーの判断に錯誤を与えるおそれのある行為。
 - (9) 詐欺その他の犯罪行為に該当し、または該当する疑いのある行為。
 - (10) 第三者になりすまして本サービスを利用し、その他不正アクセス行為に該当する行為。

(11) 申込み、あるいはその変更の際に、虚偽内容を届け出ること。

(12) コンピュータ・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピュータ・プログラム等を Foodlive に送信する行為。

(13) Foodlive の運営を妨害する行為。

(14) 本サービスの利用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

(15) Foodlive および本サービスに関し利用し得る情報を改ざんする行為。

(16) 反社会的勢力であることを表示し、または反社会的勢力とのつながりを疑わせる内容の画像、文書等を送信し、または書込む行為。

(17) サプライヤーに対して行う自社営業もしくは営業目的とされる行為。

(18) 前各号の一つに該当し、または該当するおそれのある外部コンテンツへのリンクを設置する行為。

(19) Foodlive および本サービスで提供されるコンピュータ・プログラムを複製、貸与または公衆送信したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読する行為。

(20) その他当社が不適当と判断する行為。

2. 当社は、本サービスの利用に関して、バイヤーの行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、もしくはバイヤーの提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にバイヤーに通知することなく、本サービスの利用を停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。
3. 前項の当社の措置によりバイヤーに生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。第三者から損害賠償請求または苦情の申し出があった場合は、バイヤーがその責任と費用で対処するものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、注文情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得するバイヤーの担当者名等のバイヤー情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとし、バイヤーはこれに同意するとともに、バイヤー情報に含まれる個人情報を当社に開示することについて当該個人が事前に同意を得ていることを保証するものとします。

第13条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 当社およびバイヤーは、自己および自己の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「自己等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

- (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 当社およびバイヤーは、自己等が自らまたは第三者を利用して、当社、サプライヤーまたは第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社およびバイヤーは、相手方が第1項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社とバイヤー間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止しまたは本契約を解除できるものとします。
4. 第23条（契約解除）第3項および第6項の規定は、前項により本契約を解除した場合に準用します。

第14条（本サービスの中断）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、第三者の不作为その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの全部または一部の履行を停止し、または履行できなかった場合、当社は当該履行遅滞および履行不能について責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、バイヤーに何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の停止その他当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
- (1) バイヤーまたはその代表者の本規約違反または法令等違反につき調査の必要が生じた場合
 - (2) バイヤーまたはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
 - (3) バイヤーが当社もしくはサプライヤーに対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) その他、第23条（契約解除）第2項各号に定める事由が発生するおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は、次の各号のいずれかに定める事由がある場合、バイヤーに事前に通知の上、本サービスの一部または全部を停止することがあります。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
- (1) 本サービスを維持するための保守点検などの作業を定期的または緊急に行う場合

- (2) 本サービスを提供するシステムに故障などが発生した場合
 - (3) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスを提供できなくなった場合
 - (4) その他本サービスの運用上または技術上、当社が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより、本サービスを利用できなかったことに関してバイヤーその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。第三者から損害賠償請求または苦情の申し出があったときは、バイヤーがその責任と費用で対処するものとします。

第15条（本サービスの変更等）

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、バイヤーに告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、バイヤーに重大な影響を及ぼす場合には、当社はバイヤーに通知するものとします。
2. 当社は、Foodlive の表示方法、カテゴリー構成等の内容を、バイヤーに告知することなく、変更することができるものとします。ただし、バイヤーに重大な影響を及ぼす場合には、当社はバイヤーに通知を行うものとします。

第16条（保証の範囲）

1. 当社は、本サービスならびに本サービスを提供するための当社のシステムを、当社がその時点で保有している状態でバイヤーに提供し、バイヤーの意図する目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスならびに本サービスを提供するための当社のシステムについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. バイヤーがダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、バイヤー自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたことに起因して発生したコンピュータ・システムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. バイヤーは、注文情報等の情報について、バイヤーの費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします

第17条（損害賠償）

本サービスの利用によりバイヤーに損害が発生した場合においても、当社はバイヤーに対し当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第18条（権利の帰属）

1. Foodlive、本サービスおよび売場を構成する素材（文字、写真、映像、音声等をいう）に関する一切の権利は当社または当該権利を有する第三者（サプライヤーを含みますがこれに限りません）に帰属しています。
2. バイヤーは、Foodlive、本サービスおよび売場を構成する素材について、一切の権利を取得することはできないものとし、権利者の許可なく、著作権を含む知的財産権、肖像権、パブリシティ権等、当該素材に関するすべての権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとし、
3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、バイヤーは、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社になんらの迷惑または損害を与えないものとし、

第19条（権利譲渡禁止）

1. バイヤーは、本契約に基づく権利義務その他本契約上の地位を、その一部か全部かを問わず、第三者に譲渡または移転できないものとし、ただし、事前に当社が書面で承諾した場合はこの限りではありません。
2. 当社は、Foodlive および本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにバイヤーの登録事項、注文情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、バイヤーは本項に基づく本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにバイヤーの登録事項、注文情報その他の情報の譲渡につき本項においてあらかじめ同意します。

第20条（秘密保持）

1. 当社およびバイヤーは、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の情報であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間中および本契約終了後2年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第21条（有効期間）

1. 本契約は、第4条（加入申込み）第4項に定める契約成立の日から効力を生じ、当該契約日の直後に到来する〇月

〇日までとします。

2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日の2ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第22条（退会）

当社およびバイヤーは、中途解約または期間満了に伴う契約終了（以下「退会」といいます）を希望する場合、その旨を当社所定の方法により相手方に通知することにより、通知日の翌々月末日をもって解約または退会することができるものとします。

第23条（契約解除）

1. 当社およびバイヤーは、相手方が本規約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相手方が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社とバイヤーの間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
2. 当社およびバイヤーは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、相手方が当社である場合には第1号ないし第7号または第11号の一に該当する場に限り）、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の定めにかかわらず、本規約に即時に契約解除できるとの定めがあるとき。
 - (2) バイヤーによる本規約違反が重大であり、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
 - (3) バイヤーが当社とバイヤーとの間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき。
 - (4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (5) 官公庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散を含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき。
 - (7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき。
 - (8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき、または信用状態が悪化したと当社が判断したとき。
 - (9) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (10) 本サービスを利用して購入した販売商品の注文総額を期日に支払わないとき。

(11) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。

(12) 法令等に違反したとき。

(13) その他バイヤーとして不適格と当社が判断したとき。

3. 当社およびバイヤーは、自己が第1項または前項各号の一に該当する場合（ただし、相手方が当社である場合には第1号ないし第7号または第11号の一に該当する場合に限り）、相手方に対するすべての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当該相手方に支払わなければならないものとし、この場合、当該相手方は別途通知することなく、当該相手方が当社またはバイヤーに対して有する債権と当社またはバイヤーが当該相手方に対して有する債権とを対当額にて相殺することができるものとし、
4. 本条に基づく本契約の解除は、解除権行使者による損害賠償の請求を妨げないものとし、
5. 当社は、当社の業務提携先である株式会社ビービーエフ（住所：東京都千代田区内幸町一丁目3番2号）と当社間の平成30年3月1日付「業務提携契約書」が解除または終了したときは、いつでもバイヤーに通知することにより、バイヤーに何ら責任または義務を負うことなく、ただちに本契約を解除することができるものとし、
6. 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、当社およびバイヤーは、相手方に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他相手方に生じた損害につき一切責任を負わないものとし、

第24条（契約終了時の処理）

1. 当社は、本契約が終了した場合、バイヤーに関連するすべての情報を削除することができるものとし、ただし、当社は、本契約が終了した後も、法令等の定めに基づき、バイヤーの注文情報等トランザクションデータ（受注、出荷および納品等に係るデータ等）を、引き続き、保有することができるものとし、サプライヤーはこれを承諾するものとし、
2. バイヤーは、本契約が終了したときは、本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、ただし、本契約の終了日までにバイヤーが販売商品の注文をしている場合には、販売商品に関する売買契約は、サプライヤーとバイヤーとの間において、なんら影響を受けることなく有効に存続するものとし、当社は、これに必要な範囲で本サービスの提供を継続するものとし、
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本規約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第9条（サプライヤーとの取引）、第17条（損害賠償）、第20条（秘密保持）、本条（契約終了時の処理）、第25条（協議）、第26条（合意管轄）ならびに第27条（準拠法）の各規定については、その効力が存続するものとし、

第24条（変更）

当社は、本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を Foodlive 上への掲載その他の適切な方法によりバイヤーに周知するものとします。

第25条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に生じた疑義について、当社およびバイヤーは、誠実に協議して解決を図るものとします。

第26条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

2018年7月20日 制定

API 連携サービスに関する追加規約（バイヤー向け）

「API 連携サービスに関する追加規約（バイヤー向け）」（以下「追加規約」といいます）とは、「Foodlive サービス」バイヤー利用規約（以下「バイヤー規約」といいます）の一部を構成するものとして、Foodlive サービスのオプションサービスとして提供される、API 連携サービス（第1条に定義します）の利用条件を定めるものです。追加規約の定めは、バイヤー規約に優先して適用され、追加規約で特に定めのない限り、追加規約で使用される用語の定義は、バイヤー規約に従うものとします。

第1条（API 連携サービスの提供）

1. 当社が提供する API 連携サービスとは、バイヤーが販売商品を自己の運営する EC サイトで第三者に転売するにあたり、Foodlive 上でサプライヤーが利用できる機能（以下「サプライヤー機能」という）の一部を EC サイトで利用できるようにするために、EC サイトと Foodlive のシステムを連携させ、EC サイトのシステム上でのサプライヤー機能の利用を実現する機能を有する、当社の API をいいます。

2. API連携サービスによって提供されるサプライヤー機能は、以下のとおりとします。なお、疑義を避けるために付言すると、API連携サービスによるサプライヤー機能の利用は本サービスの利用とみなされるものとし、バイヤー規約に基づく本サービスの利用停止に伴いAPI連携サービスの利用も停止されることがあります。
 - (1) 受注管理機能
 - (2) 在庫管理機能
 - (3) 商品検索機能
 - (4) 商品情報提供機能
 - (5) その他上記に付帯関連する機能およびこれ等に関連して当社が任意に追加・変更する機能
3. 加入希望者は、API連携サービスの利用を希望する場合、バイヤー規約第4条（加入申込み）第2項に基づき本サービスの利用を申し込む際にAPI連携サービスの利用も同時に申し込むものとします。なお、本サービスの利用申込後にAPI連携サービスの利用を希望する場合は、別途、当社にその旨を連絡するものとします。
4. バイヤーは、当社がAPI連携サービスの利用を認めた場合、Foodliveとバイヤーが運営するECサイトのシステム連携が完了次第、サプライヤー機能を利用することができるものとします。なお、当社がAPI連携サービスの利用を認めた場合、バイヤーはFoodlive上にサプライヤーB（API連携サービスの利用を認められたバイヤーを、以下「サプライヤーB」といいます）として登録されます。

第2条（API連携サービスの利用）

1. 当社は、サプライヤーBに対して、サプライヤー機能の利用を目的とした、API連携サービスの非独占的かつ再許諾不可の利用を認めるものとし、その対価は無償とします。
2. サプライヤーBは、サプライヤー機能を利用する場合、当社所定の手続に従うものとします。

第3条（利用条件）

1. サプライヤーBは、自己が運営するECサイトにおいてサプライヤー機能を利用する以外の目的で、API連携サービスを利用してはなりません。
2. サプライヤーBは、バイヤー利用規約および追加規約に従ってサプライヤー機能を利用しなければなりません。
3. サプライヤーBは、善良なる管理者の注意をもってサプライヤー機能を利用しなければなりません。サプライヤーBは、サプライヤー機能の利用の結果について、すべて責任を負い、また、サプライヤーBの不適切な操作の結果、サプライヤー機能が停止または毀損した場合、サプライヤーBは当社が被った損害を賠償しなければなりません。

第4条（免責）

1. サプライヤー機能は、サプライヤーBが利用する時点において当社が保有している状態で提供するものであり、当社がサプライヤーBの予定している目的および利用態様への適合性、有用性、有益性、最新性、非侵害性、エラー、バグ、論理的誤り、中断または不具合などが無いことを保証するものではありません。
2. 当社は、サプライヤー機能について、エラー、バグ、論理的誤り、中断または不具合その他の瑕疵を修補する義務を負いません。ただし、当社は当該瑕疵を修復するよう努力するものとします。
3. API連携サービスによるサプライヤー機能の利用に起因して発生したサプライヤーBのコンピュータ・システムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（権利の帰属）

1. サプライヤー機能およびその実行ファイルその他サプライヤー機能に関する一切の権利は、当社または権利許諾元が保有します。ただし、サプライヤー機能を利用するためにサプライヤーBが独自に開発したソフトウェアコンポーネントであって、サプライヤー機能およびその実行ファイルなどがそれ自体に組み込まれていないソフトウェアコンポーネントはこの限りではありません。
2. サプライヤーBは、第三者に対して、API連携サービスの利用によるサプライヤー機能のライセンス販売、貸与、頒布または公衆送信をしてはならないものとします。
3. 本契約および追加規約は、本規約および追加規約において明示的に定められている場合を除き、サプライヤー機能に関して当社が保有または許諾を得ている知的財産に関する何らの権利もサプライヤーBに譲渡するものではありません。

第6条（紛争の解決）

1. サプライヤーBは、サプライヤー機能に関するノウハウ、方法論、プロシージャ、技術およびデータの使用、サプライヤー機能を利用したECサイトもしくはアプリケーションの開発もしくは使用またはサプライヤーBによる追加規約の違反もしくは第三者の権利の侵害などに起因または関連して第三者との間に苦情または紛争が生じた場合は、自己の責任と費用で対応します。
2. 前項の苦情または紛争への対応に関連して当社が費用などを負担した場合または当社が賠償金などの支払いを行った場合は、サプライヤーBは当該費用（当社が負担した弁護士費用および訴訟費用を含みます）および賠償金などを負担します。

第7条（利用の停止）

1. 当社は、サプライヤーBに2ヶ月前までに当社所定の方法で通知することにより、サプライヤーBにサプライヤー機能の利用を停止させることができます。
2. 本契約が終了した場合または当社がサプライヤー機能の利用停止を通知した場合は、サプライヤーBは速やかに自己のシステムに組み込まれたサプライヤー機能を消去するものとし、消去したことを証する書面を当社に提出しなければなりません。

第8条（追加規約の変更）

当社は、追加規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、追加規約を変更する旨および変更後の追加規約の内容ならびにその効力発生時期を Foodlive 上への掲載その他の適切な方法によりサプライヤーBに周知するものとします。

2018年11月1日 制定